

定期報告対象建築物等の建築等を行う場合、 事前に京都市に通知してください！

京都市では、定期報告対象建築物等の建築等を行う場合の事前通知制度を設けています（京都市建築基準法施行細則第30条第1項）。

定期報告対象建築物等の所有者等に、建築当初から定期報告制度の対象であることを認識していただき、本市からの定期報告書の提出に係るお知らせを確実に受け取っていただくことで、円滑に定期報告を行っていただくための制度です。



1 通知が必要な定期報告の対象建築物等について

定期報告制度とは、建築基準法第12条に基づき、飲食店や物販店舗等の「不特定又は多数の方が利用する建築物等」の安全対策と維持管理の促進を目的に、その所有者又は管理者が、専門家に定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁（京都市長）に報告する制度です。

(1) 定期報告の対象建築物等について

対象となる種別ごとに定期的に調査を行い、その結果を市長に報告する必要があります。

京都市の定期報告対象建築物については、ホームページをご確認ください。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000285300.html>)

(2) 通知の対象となる行為について

- ア 新築・改築・移転 （定期報告対象建築物等である場合）
- イ 増築 （増築後に定期報告対象建築物等となる場合）
- ウ 用途変更 （定期報告対象建築物等にする場合）



- ※1 上記のほか、定期報告対象の工作物の新設についても通知が必要です。
- ※2 上記イ及びウについて、該当する建築物等が既に定期報告対象建築物等である場合も対象です。
- ※3 上記ア～ウのいずれかの行為を行い、定期報告対象建築物になるもののうち、令和4年4月1日以降に建築計画概要書（第二面）を用いて建築確認申請を行うものについては、通知を提出していただく必要はありません。「建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否」の欄の「要」にチェックし、建築確認申請を行ってください。

2 通知方法

(1) 提出について

建築主は、建築等行為を行う前に通知いただきますよう、お願いいたします。

※ 建築等行為により、定期報告の対象建築物となる建築物のうち、令和4年4月1日以降に建築確認申請を行うものについては、通知を御提出いただく必要はありません。

(2) 様式ダウンロード

京都市ホームページ (<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000151046.html>) からダウンロードしていただけます。記入例は、P2を御覧ください。

(3) 提出先

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

(4) 受付時間

9:00～11:30, 13:00～15:00（土日祝日、年末年始を除く）

(5) 提出部数

- 1部 ※ 2部御提出いただいた場合は、受付印を押印のうえ、1部を控えとして返却することが可能です。郵送により提出される場合は、返信用封筒（返却先の住所、氏名を明記のうえ、返信に必要な額の切手を貼付したもの）を同封ください。

■お問合せ■

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 安全対策係（電話 075-222-3613）

3 記入例

通知者の住所及び氏名は、**建築主と同じ**になります。

複数棟ある場合は、**棟ごとに**作成してください。

定期報告対象建築物等の建築等通知

(宛 先)	京 都 市 長	年 月 日
通知者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	通知者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	
京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488	株式会社〇△□ 代表取締役 京都太郎 電話 075 — 222 — 3613	

京都市建築基準法施行細則第 30 条第 1 項の規定により通知します。

建 築 物 等 の 名 称	〇△□ビル		
敷 地 の 地 名 地 番	京都市 中京 区 寺町通御池上る上本能寺前町 488		
建 築 主	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社〇△□ 代表取締役 京都太郎 電話 075 — 222		
定期報告関係事項	通知の対象	種 別	対 象 建 築 物 の 規 模 等
	☒ 建築物	建 築 物	☒ 該当 ☐ 非該当
		建 築 設 備	☒ 該当 ☐ 非該当
		防 火 設 備	☒ 該当 ☐ 非該当
		昇 降 機	☒ 有 ☐ 無
☐ 工作物	工 作 物 の 概 要		
主 要 用 途	(区分 08400) ホテル		
工 事 種 別	☐ 新築又は新設 ☐ 増築（ ☐ 別棟での増築） ☐ 改築 ☐ 移転 ☒ 用途変更		
既 存 建 築 物 概 要	確認済証	☒ 有（昭和 55 年 10 月 1 日 第 0000 号） ☐ 無	
	定期報告	☒ 対象（定期報告 ID D1 — 0000 ） ☐ 対象外	
計 画 変 更	☐ 該当（前回の確認済証 年 月 日 第 号） ☒ 非該当		
工事完了予定年月	20XX 年 XX 月		

対象の有無を
御確認ください。

以下の①～③の
いずれか

- ① 自然換気を除く換気設備で風道を有するもの
- ② 排煙機又は送風機を有する排煙設備
- ③ 非常用の照明装置

対象となる行為（P1）
を御確認ください。

随時閉鎖又は作動できる
防火設備

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 複数の棟がある場合は、棟ごとに作成してください。

3 定期報告関係事項の各欄は、建築基準法施行令第 16 条並びに京都市建築基準法施行細則第 28 条第 1 項及び第 29 条第 1 項の規定に従い記入してください。

4 主要用途の欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、対応する記号を記入したうえ、その内容をできるだけ具体的に記入してください。

5 既存建築物概要の欄は、工事種別が増築（別棟での増築を除く。）又は用途変更の場合にのみ記入してください。